

1. 件名 新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（195））
2. 日時：平成29年6月28日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

大浅田安全規制調整官、三井安全審査官、中村安全審査官、永井安全審査官
名倉安全管理調査官、日南川安全審査官、
金子管理官補佐、津金管理官補佐、江壽安全審査官、吉村安全審査官、田口安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室長（許認可担当） 他10名
東北電力株式会社：女川原子力発電所 環境・燃料部 環境・化学グループ 担当
中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 副長
北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム担当
中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（炉心技術）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「第3条 設計基準対象施設の地盤」に係る液状化の検討方針及び「第5条／第40条 津波による損傷の防止等」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<液状化に関する可能性の検討方針について>

- 防潮堤は設計基準対象施設であり、設置許可基準規則第3条第1項の要求事項（安定性、支持力）を満たす必要があるため、第1項についても記載すること。地質断面図は原子炉建屋周りのみならず、検討の対象である防潮堤や取水口周りの地質断面図を追加するとともに、地質図の根拠となるボーリング位置も追加すること。また、地質平面図も追加すること。
- 地質断面図に、原子炉建屋の位置のみならず防潮堤や取水口の位置を記載すること。また、図中の数字や文字が小さい。見やすく大きくすること。
- 本文中に引用されている規格、基準類の版、制定年月日等を記載すること。
- 液状化強度試験比 RL のグラフは、データの下限值が表されていないので、データの下限值が表されるように修正すること。
- 有効応力解析に用いられている液状化パラメータの設定プロセス（根拠）が試験結果によるデータ値か試行錯誤の上で決める値かを明確にすること。
- 非常用海水系配管等に液状化対策を施した箇所があるならば、その時期、目的、仕様等について記載すること。
- 有効応力解析の計算結果について、過剰間隙水圧比のみならず変位量及びせん断歪み、残留変位量等の数値も判断基準になり得るので記載すること。

- 非常用海水系配管の周辺の地質断面図に、地質構成表に掲載のない地質記号が記載されている。説明を追加すること。

<東北地方太平洋沖地震における地盤の被災状況について>

- 沈下量のみならず、側方流動や亀裂等の状況についても記載すること。
- 沈下の要因を独自に分析した時期はいつか。根拠はどのようなものか。説明の内容によっては今後追加の調査が必要になることも留意すること。
- 土木学会の報告内容は、学会への報告書を引用すること。

<鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方法について>

- 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁のほか、鋼製防潮壁、鉄筋コンクリート製防潮壁についても概略図を記載すること。
- 説明資料の構成として、「液状化に関する可能性の検討方針について」と同様に、設置許可基準規則の該当条文（第5条）と評価対象施設について整理して記載すること。参考として、設置許可基準規則第28条に係る施設の配置を図面に追加すること。
- 道路橋示方書による最大周面摩擦力度 f_i の係数0.8についてその考え方を追記すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方法について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮堤の設計方法について
- ・ 東海第二発電所 液状化に関する可能性の検討方針について
- ・ 東海第二発電所 東北地方太平洋沖地震における地盤の被災状況について
- ・ 東海第二発電所 主要な審査項目の説明スケジュール